

札幌市商店街感染防止対策強化支援事業補助金交付要領

令和2年12月9日制定

(通則)

第1条 札幌市商店街感染防止対策強化支援事業補助金（以下、「補助金」という。）の交付については、札幌市の補助金等の事務取扱に関する規程（昭和36年訓令第24号）及び札幌市商店街感染防止対策強化支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるほか、この要領の定めるところによる。

(補助対象経費)

第2条 要綱に定める補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表1に掲げるものとする。

2 消費税及び地方消費税相当額は、補助対象経費とすることができない。

3 第1項の経費には、外国通貨及び仮想通貨で支払われたものは含まないものとする。

4 反社会的勢力との取引に関する支払いは、補助対象経費とすることはできない。

(事前の着手)

第3条 要綱第7条第3項に定める事前着手の開始日は、令和2年12月1日とする。

(補助金の計算等)

第4条 この補助金の交付額は、予算並びに別表1及び別表2に定める補助対象経費、補助率及び補助上限額の範囲内とする。ただし、補助金の交付額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(事業期間)

第5条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、令和3年3月31日までに終了するものとする。

(交付の申請)

第6条 要綱第9条に定める補助金交付申請書の様式は別紙の様式1のとおりとし、令和3年2月15日までに申請するものとする。なお、関係書類は各号のとおりとする。

(1) 事業計画書（様式2）

(2) 事業支出積算書（様式3）

(3) 感染症対策指導・確認予定店舗一覧（様式4）（感染症対策指導・確認を行う場合のみ）

(4) 直近の会員名簿及び役員名簿

(5) 直近2年間の決算書、議事録及び現行の会則

(6) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 要綱第10条第2項に定める補助金交付決定通知書の様式は、様式13のとおりとする。

2 要綱第10条第4項に定める補助金不交付決定通知書は、様式14のとおりとする。

(補助事業に内容等の変更承認)

第8条 要綱第12条第1項に定める事業計画変更申請書の様式は、様式7のとおりとする。

2 補助目的に変更をもたらす場合及び補助金確定額が交付決定額から20%以上減額することが見込まれる場合には、事業計画変更申請書を提出しなければならない。

4 要綱第12条第2項に定める事業計画変更承認通知書の様式は様式16のとおりとする。
(事業完了報告書類の提出)

第9条 要綱第13条に定める事業完了報告書の様式は様式8のとおりとし、関係書類は各号のとおりとする。

- (1) 事業実施内容報告書(様式9)
 - (2) 感染症対策指導・確認実施店舗一覧(様式10)
 - (3) 感染症対策指導・確認チェックリスト(様式11)
 - (4) 補助対象経費一覧表(様式12)
 - (5) 事業の実施に係る支出を証する書類
 - (6) 事業の実施のために製作したポスター、リーフレットその他の印刷物
 - (7) その他市長が必要と認める書類
- (補助金額の確定及び通知)

第10条 要綱第14条に定める補助金額確定通知書は様式17のとおりとする。
(概算交付)

第11条 要綱第16条第1項に定める概算交付の申請書は、様式6のとおりとする。

- 2 市長は、概算交付を決定するときは、概算交付決定通知書(様式15)により通知する。
- 3 要綱第16条第2項の規定により、差額の返還が生じる場合には、市長は、補助事業者に対し補助金額精算通知書(様式18)により通知し、併せて、納入通知書を送付するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和2年12月10日から施行する。

別表1（第2条第1項関係 補助対象経費の種類）

費目	内容
備品購入費	商店街が運営する共用スペース、商店街事務局及び不特定多数の人が訪れる商店街加盟店（飲食・小売・生活関連サービス等）で使用する感染防止対策に係る備品購入費（ただし、消費税及び地方消費税を除いた単価が3万円以下の物品であること。） ※商店街加盟店で使用する備品については、商店街事務局で一括購入して配布
消耗品費	商店街事務局や商店街加盟店で使用する消耗品の購入費 ※商店街加盟店で使用する消耗品については、商店街事務局で一括購入して配布
委託費・報償費	事業の実施に係る清掃、消毒、警備、会場設営などの委託費、事業の実施に係る講師謝金などの報償費 ※事業企画に係る委託料は、5万円までとする。
物品賃借費	事業の実施に係る物品の賃借料
通信運搬費	事業の実施に係る物品の運搬に係る経費及び通信費
会議費	事業の実施に係る打ち合わせ等に使用する会議室等の使用料
広報宣伝費	感染防止に係る取組のPRや商店街の魅力発信事業に係る印刷物の制作、配布などに要する費用
感染症対策指導費	「商店街感染症対策取組事例集・手引き」に基づき、商店街事務局が加盟店の感染防止対策の指導・確認を行った場合、商店街事務局に対して1店舗あたり2万円を補助
その他経費	他の費目に属さない経費で、市長が事業の実施にあたり必要不可欠であると認める経費 ※行政に対する支払いは除く。

別表2（第3条関係 補助金の計算等）

(1) 補助金の計算

補助金の計算	
補助対象経費	× 補助率 10分の10 ※千円未満切捨て

(2) 補助上限額

1 商店街あたりの補助上限額	200万円
----------------	-------